

3日監第124号
令和4年2月25日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 萩野 勝

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

監査結果報告

第1 監査の種類 財政援助団体等監査

第2 監査の対象 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会

日進市社会福祉協議会運営事業費補助金

公の施設の指定管理業務（中央福祉センター及び福祉情報センター）

[所管課] 健康福祉部 地域福祉課

公の施設の指定管理業務（障害者福祉センター）

[所管課] こども未来部 子育て支援課

第3 監査の期間

対象期間 令和2年4月1日から令和3年12月31日まで

実施期間 令和3年11月15日から令和4年1月25日まで

第4 監査の着眼点

財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に以下の着眼点により監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票等の整備、記帳、保存は適正か。
- (3) 財務会計規程等の諸規定は整備されているか。
- (4) 指定管理施設の管理に関する基本協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。

2 所管課

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期等は適正か。また、補助金等の効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- (3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務は適切に履行されていることを確認しているか。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取などにより実施しました。

第6 監査の結果

社会福祉法人日進市社会福祉協議会に対し、市から交付された補助金及び公の施設の指定管理に関する事務について、関係書類を抽出して審査したところ、補助の目的及び指定管理業務の目的に沿って、概ね適正に事業が運営されていると認められました。

なお、事務処理に関しては、改善を要するものが見受けられましたので、次の点について要望等いたします。

(1) 補助金等交付団体

[要望]

① 〈社会福祉協議会〉

補助金を申請する際は、申請内容に間違いがないか様々な角度からチェックされたい。

② 〈社会福祉協議会〉〈地域福祉課〉

運営補助金の請求について、請求もれのないよう、補助団体及び所管課ともに適正に管理されたい。

③ 〈地域福祉課〉

地域福祉課が運営事業費補助金を決定する際は、社会福祉協議会が助成している団体の助成金残高を確認した上で補助金を算定されたい。

④ 〈地域福祉課〉

提出された補助金申請書類は、正しく作成されているかを確実に検証されたい。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 中央福祉センター及び福祉情報センター

[要望]

① 〈社会福祉協議会〉

第三者に委託する際に市と協議したことについては、協議書を作成し協議内容を残されたい。また、業者選定の経緯についても明文化されたい。

② 〈地域福祉課〉

社会福祉協議会の備品の管理について、現物確認をした際は、確認したことがわかるよう確認票等を作成されたい。

[意見]

① 〈社会福祉協議会〉

相談室の出入口は2箇所以上が望ましいため、改修が可能か検討されたい。

イ 障害者福祉センター

[要望]

① 〈社会福祉協議会〉〈子育て支援課〉

指定管理料について、請求もれのないよう、指定管理者及び所管課ともに適正に管理されたい。

[意見]

① 〈社会福祉協議会〉

相談室の出入口は2箇所以上が望ましいため、改修が可能か検討されたい。